

茨城工業高等専門学校名誉教授称号授与規則

〔 昭和 51 年 12 月 15 日 〕
制 定

(趣旨)

第 1 条 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 106 条及び第 123 条の規定に基づき、茨城工業高等専門学校名誉教授 (以下「名誉教授」という。) の称号の授与については、この規則の定めるところによる。

(資格)

第 2 条 名誉教授の称号は、本校を退職した校長又は教授が、次の各号の一に該当する場合、校長は選考の上、これを授与する。

- (1) 本校の校長として功労のあった者
- (2) 本校の教授として 15 年以上勤務した者で、教育上又は学術上功績のあった者
- (3) 本校の教授として、前号の勤務年数は有しないが、教育上又は学術上功績が特に顕著であったと認められる者

(教授在職年に通算する年数)

第 3 条 本校教授としての勤務年数には、本校准教授及び専任講師として勤務した年数の 2 分の 1 を通算することができる。ただし、本校教授として 5 年以上 (国立高等専門学校機構理事長又は本校校長の命により人事交流 (教授に限る。)) として勤務した期間を含む。) 勤務した者に限りこれを適用する。

(選考手続)

第 4 条 第 2 条の規定に該当し名誉教授の称号を授与することを適当と認める者があるときは、次に掲げる者は、別紙様式第 1 の推薦書により校長に申し出るものとする。

- (1) 第 2 条第 1 号 運営会議委員の 3 分の 1 以上の者
 - (2) 第 2 条第 2 号及び第 3 号 各系長及び各部長 (各系及び各部の会議の議を経るものとする。)
- 2 校長は、前項の申し出があったときは、これを運営会議の議に付さなければならない。

(称号授与)

第 5 条 名誉教授の称号は、別紙様式第 2 により授与する。

(称号授与の取消し)

第 6 条 名誉教授に、その名誉を汚す行為があったときは、運営会議の議を経てその授与を取消し、前条の書面を返付させるものとする。

- 2 名誉教授に選考された者に、その称号の授与までに名誉教授にふさわしくない行為があったときは、運営会議の議を経て、名誉教授の称号を授与しないものとする。

(雑則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和 51 年 12 月 15 日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 茨城工業高等専門学校名誉教授称号授与規則第 2 条第 2 号の規定の適用については、同規則第 3 条の規定にかかわらず、当分の間、別に定める基準により本校教授としての在職年数に通算することができる。

附 則

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 22 年 6 月 15 日から施行する。

- 2 茨城工業高等専門学校名誉教授称号授与規則第2条第2号の規定の適用については、別に定める基準により本校教授としての在職年数に通算することができる。

附 則

この規則は、平成26年3月11日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年2月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この規則施行の際は、平成16年度以降に本校を退職した校長又は教授に適用する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年2月14日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年3月9日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年2月15日から施行する。

推 薦 書

令和 年 月 日

茨城工業高等専門学校長 殿

推薦者 職 名
氏 名

茨城工業高等専門学校名誉教授称号授与規則第4条の規定に基づき、下記の者を名誉教授称号授与者として推薦します。

記

1 系又は部名・職名・氏名
2 推薦理由
3 規則該当条項（該当する条項に○を付してください。） 規則第2条 [第1号 第2号 第3号]

第 号	本 籍	氏 名	年 月 日 生
学校教育法第百六条及び第百二十三条の規定により茨城工業高等 専門学校名誉教授の称号を授与する			
年 月 日			
茨城工業高等専門学校			
印			